

平成30年度  
福島町議会定例会  
6月会議議案

福島町







議案第12号

福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月19日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年福島町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> (5)～(9) (略) 4・5 (略)	(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u> (5)～(9) (略) <u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が適当と認めたもの</u> 4・5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第13号

福島町墓地公園設置及び管理条例の一部改正について

福島町墓地公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月19日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町墓地公園設置及び管理条例（平成8年福島町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用許可)</p> <p>第3条 墓地を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の許可をする場合において墓地の管理上必要があると認めるときは、その使用につき条件を付し、又は制限を設けることができる。</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第4条 墓地を使用しようとする者は、福島町に住所を有する者でなければならない。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは福島町以外に住所を有する者に対しても使用を許可することができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 墓地の使用権者に対する使用料は、<u>1区画100,000円とする。</u></p> <p>2 墓地を使用しようとする者は、使</p>	<p><b>(合葬式墓地)</b></p> <p><b><u>第2条の2 福島町墓地公園内に合葬式墓地を設置する。</u></b></p> <p>(使用許可)</p> <p>第3条 <b>墓地又は合葬式墓地</b>を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の許可をする場合において<b>墓地又は合葬式墓地</b>の管理上必要があると認めるときは、その使用につき条件を付し、又は制限を設けることができる。</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第4条 <b>墓地又は合葬式墓地</b>を使用しようとする者は、福島町に住所を有する者でなければならない。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは福島町以外に住所を有する者に対しても使用を許可することができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 <b>墓地及び合葬式墓地</b>の使用権者に対する使用料は、<b><u>次のとおりとする。</u></b></p> <p><b>(1) 墓地 1区画100,000円</b></p> <p><b>(2) 合葬式墓地 焼骨1体につき10,000円</b></p> <p>2 <b>墓地及び合葬式墓地</b>を使用しよ</p>

用許可を受けると同時に、使用料を納付しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用権者が許可を受けた後3年以内に使用場所を返還したときは、使用料の半額を還付する。

うとする者は、使用許可を受けると同時に、使用料を納付しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 既納した**墓地及び合葬式墓地**の使用料は還付しない。ただし、**墓地使用料については**使用権者が許可を受けた後3年以内に使用場所を返還したときは、使用料の半額を還付する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 1 4 号

路線の認定変更について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、次の路線の認定を変更しようとする。

平成 3 0 年 6 月 1 9 日提出

福島町長 鳴海 清春

記

1 認定変更する路線

変更前

(単位 : m)

路線 番号	路線名	起 終 点		総延長	幅員	備考
		起 点	終 点			
33	月崎 2 号線	字月崎 226 番 地 1 地先	字月崎 75 番 地 2	654. 86	3. 0～ 5. 8	
34	観音橋線	字月崎 262 番 地 2	字月崎 209 番 地 1	256. 20	3. 0～ 4. 5	
250	みどり町線	字月崎 10 番地 2 地先	字月崎 299 番 地 6 地先	469. 30		

変更後

路線 番号	路線名	起 終 点		総延長	幅員	備考
		起 点	終 点			
33	月崎 2 号線	字月崎 224 番 地 1	字月崎 75 番 地 2	612. 56	3. 0～ 5. 8	
34	観音橋線	字月崎 262 番 地 2	字月崎 211 番 地 9	219. 27	3. 0～ 4. 5	
250	みどり町線	字月崎 10 番地 2 地先	字月崎 208 番 地 1 地先	481. 70		



議案第15号

財産（戸籍総合システム及び電子計算機器等）の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島町条例第11号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年6月19日提出

福島町長 鳴海 清春

記

- 1 財産の名称及び数量 戸籍総合システム及び電子計算機器等 一式
- 2 取得金額 17,820,000円
- 3 取得の相手方 札幌市中央区北4条西6丁目  
北海道市町村備荒資金組合  
組合長 菊谷 秀吉
- 4 北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方  
函館市末広町22番1号  
株式会社エスイーシー  
代表取締役社長 永井 英夫
- 5 取得の方法 随意契約



議案第16号

平成30年度福島町一般会計補正予算（第3号）

平成30年度福島町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,273千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,011,091千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年6月19日提出

福島町長 鳴海 清春

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 使用料及び手数料		73,993	100	74,093
	1 使 用 料	60,086	100	60,186
12 国 庫 支 出 金		300,352	2,463	302,815
	2 国 庫 補 助 金	186,724	2,463	189,187
13 道 支 出 金		153,778	25,300	179,078
	2 道 補 助 金	32,366	25,300	57,666
16 繰 入 金		317,713	32,910	350,623
	2 基 金 繰 入 金	317,710	32,910	350,620
19 町 債		647,554	12,500	660,054
	1 町 債	647,554	12,500	660,054
歳 入 合 計		3,937,818	73,273	4,011,091

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		307,347	30,518	337,865
	1 総 務 管 理 費	261,847	27,978	289,825
	7 財 政 基 金 費	24,011	2,540	26,551
3 民 生 費		480,091	227	480,318
	1 社 会 福 祉 費	381,732	227	381,959
4 衛 生 費		373,843	1,181	375,024
	1 保 健 衛 生 費	143,812	1,215	145,027
	2 清 掃 費	230,031	△ 34	229,997
6 農 林 水 産 業 費		150,043	39,300	189,343
	2 林 業 費	32,080	37,500	69,580
	3 水 産 業 費	106,832	1,800	108,632
7 商 工 費		96,102	92	96,194
	1 商 工 費	96,102	92	96,194
8 土 木 費		563,171	281	563,452
	4 都 市 計 画 費	60,325	281	60,606
9 消 防 費		278,365	△ 34	278,331
	1 消 防 費	278,365	△ 34	278,331

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		249,697	1,708	251,405
	1 教 育 総 務 費	107,445	360	107,805
	4 社 会 教 育 費	20,980	800	21,780
	5 保 健 体 育 費	77,840	548	78,388
歳 出 合 計		3,937,818	73,273	4,011,091



第2表 地方債補正（追加）

(単位：千円)

起債の目的	限度額		償還の方法
	限度額	利率	
小規模模治山事業債	12,500	3.0%以内	政府資金については、その融資条件による。 銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。 ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができるとする。



# 歲入歲出予算事項別明細書



歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 使用料及び手数料	73,993	100	74,093
12 国庫支出金	300,352	2,463	302,815
13 道支出金	153,778	25,300	179,078
16 繰入金	317,713	32,910	350,623
19 町債	647,554	12,500	660,054
歳入合計	3,937,818	73,273	4,011,091

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	307,347	30,518	337,865	2,350		20,061	8,107
3 民生費	480,091	227	480,318	113			114
4 衛生費	373,843	1,181	375,024	300		100	781
6 農林水産業費	150,043	39,300	189,343	25,000	12,500		1,800
7 商工費	96,102	92	96,194				92
8 土木費	563,171	281	563,452				281
9 消防費	278,365	△ 34	278,331				△ 34
10 教育費	249,697	1,708	251,405				1,708
歳出合計	3,937,818	73,273	4,011,091	27,763	12,500	20,161	12,849

歲 入























6 款 農林水産業費  
2 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国 道 支 出 金	財 地 方 債	財 所 の 他	区 分	金 額	
計	32,080	37,500	69,580	25,000	12,500	0	0		

6 款 農林水産業費  
3 項 水産業費

2 水産振興費	81,056	1,800	82,856			1,800	15 工事請負費	1,800	新たな陸上養殖技術の開発による「網養アワビ」ブランド化事業費 1,800 15 アワビ養殖加工施設海水取水口改良工事費 1,800
計	106,832	1,800	108,632	0	0	0	1,800		

7 款 商工費  
1 項 商工費

4 トンネルメモリアルパーク管理費	989	92	1,081			92	11 需用費	92	トンネルメモリアルパーク管理費 11 修繕費 92
計	96,102	92	96,194	0	0	0	92		

8 款 土木費  
4 項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国 道 支 出 金	地 方 債	財 源 そ の 他	区 分	金 額	
2 公園費	34,204	281	34,485			281	11 需用費	公園費 11 修繕費 281	
計	60,325	281	60,606	0	0	281			

9 款 消防費  
1 項 消防費

2 広域事務組 合費	263,028	34	262,994			34	19 負担金・補助 及び交付金	広域事務組合費 19 渡島西部広域事務組合負担金(消防部門) 34
計	278,365	34	278,331	0	0	34		

10 款 教育費  
1 項 教育総務費

2 事務局費	12,228	360	12,588			360	9 旅費	A L T 招致費 9 A L T 旅費 360
計	107,445	360	107,805	0	0	360		

8 款 土木費 9 款 消防費 10 款 教育費

10款 教育費  
4項 社会教育費  
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国道支出金	地方	財 源 その他	一般財源	金額	
1 社会教育総務費	17,078	300	17,378			300	19 負担金・補助及び交付金	300	社会教育総務費 19 文化・スポーツ合宿誘致推進事業助成金
2 文化財保護費	998	500	1,498			500	13 委託料	500	文化財保護費 13 歴史図書イメージ画製作委託料
計	20,980	800	21,780	0	0	800			

10款 教育費  
5項 保健体育費

3 学校給食センター費	45,542	545	46,087			545	11 需用費	545	施設維持管理費 11 修繕費
5 ファミリースポーツ公園管理費	6,626	3	6,629			3	19 負担金・補助及び交付金	3	ファミリースポーツ公園管理費 19 加入団体負担金
計	77,840	548	78,388	0	0	548			



報告第2号

福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について

福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱第5条の規定により報告する。

平成30年6月19日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 答弁指定事項進捗状況調査調書（別冊のとおり）



報告第3号

専決処分した事件の報告について

別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年6月19日提出

福島町長 鳴海 清春

## 専 決 処 分 書

平成29年度福島町の一般会計補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

福島町長 鳴海 清春



## 平成29年度福島町一般会計補正予算（第14号）

平成29年度福島町の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（地方債の補正）

第1条 地方債の変更は、「第1表 地方債補正」による。

第1表 地方債補正（変更）

(単位：千円)

起債の目的	補正		償還の方法	補正		償還の方法
	限度額	起債の方法		起債の方法	利率	
橋梁長寿命化事業債	12,600	普通貸借又は証券発行	3.0%以内	50,400	左同じ	左同じ

償還の方法  
 政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることのできる。

報告第4号

平成29年度福島町一般会計繰越明許費の報告について

平成29年度福島町の一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰り越したので報告する。

平成30年6月19日提出

福島町長 鳴海 清春



報告第5号

福島町第3期障がい者福祉計画の策定について

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第8項の規定により、「福島町第3期障がい者福祉計画」を別冊のとおり策定したので報告する。

平成30年6月19日提出

福島町長 鳴海 清春

